

田原本町小学校3校統合施設基本計画策定支援業務における質疑回答書

No.	質疑	回答
1	<p>参加申込の副本、電子データにおいて参加事業者を特定できる情報を削除又は黒塗りして提出とありますが、添付資料（契約書の写し、資格証の写し等）は正本のみの添付と考えてよろしいでしょうか。また、担当者名も記載しないほうがよろしいでしょうか。</p>	<p>様式第3号及び第4号の添付書類は正本に対する1部のみで結構です。また、担当者名につきましては、正本の指定様式にすべて記載いただき、副本、電子データにおいては削除又は黒塗りの対象とします。</p>
2	<p>様式第3号の業務実施体制調書の担当者について、本業務の従事できる担当者をすべて記載するとありますが、意匠計画担当者以外の構造、設備の担当者も記載する必要がありますか。その際、協力事務所から構造、設備の担当者を配置することになりますが、どのように記載すればよろしいでしょうか。合わせて協力事務所から担当者を配置する場合、様式2の会社概要を事業者毎に記載する必要がありますか。</p>	<p>本業務に従事される担当者は、担当分野の別に関わらず様式第3号にすべて記載ください。参加申請事業者に在籍されていない方を担当者として記載される場合は、様式第2号の（4）その他の欄に協力事務所の概要及び本業務に携わる担当者をもれなく明記してください。また、様式第2号については、様式第1号にて参加申請されている事業者の概要を記載ください。協力事務所の人員を（3）技術職員の状況に加算することは認めません。</p>
3	<p>同種の業務について、「児童数等については、業務仕様書に記載の数値を基本とするが、当該基本計画又は基本設計に基づく当該学校の開校初年度の5月1日時点での児童数でも可とする。」とありますが、開校初年度の児童数が記載してある行政HPを実績を証する書類として扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>扱っていただいて構いません。</p>
4	<p>現在の田原本小学校の教室等の配置がわかる資料（施設台帳等）及び敷地図を頂けないでしょうか。</p>	<p>この質疑回答書が公開されている同ページ内に併せて公開いたします。</p>

5	審査委員会は外部審査員（学識経験者等）を含めたメンバーでしょうか。田原本町役場職員で構成されているのでしょうか。	回答を差し控えさせていただきます。
6	審査委員の公表をお願いできないでしょうか。	回答を差し控えさせていただきます。
7	第2次審査は（プレゼンテーション）は、第1次審査の内容をプロジェクター等でプレゼンをするという事によろしいでしょうか。又、プレゼン時に、パネル等追加資料は使用してもよろしいでしょうか。	第2次審査では提出いただいた企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。また、プレゼンテーション方法について、パネル等の使用について問題ありませんが、企画提案書に記載のない内容を提案することは認めません。
8	5.参加申込の方法(5)提出書類⑦登記事項証明書、⑨法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書、⑩主たる事務所の所在地の市区町村税についての納税がない旨の証明書は、原本が必要でしょうか。	原本が必要となります。
9	5.参加申込の方法(5)提出書類⑩主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書は、本社ではなく作業が大阪支社であれば大阪支社の市区町村税についての滞納がない旨の証明書でしょうか。	本社以外で作業をされる場合であっても、本社所在地の市区町村税について滞納がない旨の証明書が必要となります。
10	今回の整備基本計画業務委託を受託した場合、今後予定される 従来方式・DB 方式、その他設計プロポーザル等のどの方式や発注となっても、本件以降の設計（基本・実施等）業務に対して、参加が出来ないという制約等を受けることはございませんでしょうか。	本件を受託することにより、本件以降の設計業務の参加に対する制約等は発生しません。
11	7.選定方法(4)評価基準で、選定方法の基準となる評価点は一次評価と二次評価の評価点の合計と考えてよろしいでしょうか。	第2次審査の対象者の選定は第1次審査の評価点をもって行い、受託候補者の選定は、第2次審査の評価点をもって行います。

1 2	8.第2次審査(プレゼンテーション)(5)その他③で、プロジェクターを使用したプレゼンテーション時を行う場合、パワーポイントを使用してもよろしいでしょうか。	差支えありません。なお、プレゼンテーションの実施にあたり必要となる機材は各自ご用意ください。
1 4	田原本町小学校 3校統合施設基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会の構成メンバーについて、貴町役場の職員と考え、学識経験者は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	回答を差し控えさせていただきます。
1 5	実施要領 8. 第2次審査(プレゼンテーション) (3)プレゼンテーション実施者 について、3名以内と記載がありますが、パソコンを使用する際、パソコン操作者は3名以外に1名参加は可能でしょうか。	パソコン操作もプレゼンテーション実施内容の一部とみなすため、パソコン操作者をプレゼンテーション実施者以外の人員として別途配置することは認めません。当日会場に入室できる人数を3名以内とします。
1 6	実績について、参加資格としての実績は、実施要領 3. -(8)、管理技術者の実績は、実施要領 3. -(10) (実施要領 3. -(8)の「地方公共団体が発注する」との縛りはない)、担当者の実績は、実施要領 3. -(8)のうち「年数縛り」および「地方公共団体が発注する」との縛りはないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、管理技術者の同種業務の実績に地方公共団体から発注された業務がある場合、また、担当者の同種業務の実績に過去5年間(平成30年4月1日以降)に地方公共団体から発注された業務がある場合はそれらを優先して記載いただくことが望ましいと考えます。
1 7	運動場について 屋外運動場は何mトラックが入る大きさでご検討中でしょうか?また工事中の代替運動場はどの辺りでお考えでしょうか?	トラックの大きさは提案いただく校舎の配置案により変動すると考えられますので、校舎の配置の決定後、検討していくこととなります。代替運動場については、敷地内での工事の妨げとならない配置を想定しています。
1 8	地域解放について 統合予定の3校は体育館や教室等の地域解放は行っているのでしょうか?また新設校での地域解放のお考えをご教示願います。	現在、統合予定の各校については、運動場及び体育館を学校運営に支障のない範囲で開放しています。 新設校での運用については検討中であり、提案内容次第では担当課との協議を要すると思われまます。

19	水路について 水路のルート変更および水門の移設はどの程度可能でしょうか？また水門の開閉頻度をご教示願います。	現在、水門の移設を行う方向で地元水利組合と協議中です。 水門の開閉頻度については、当町の管理物でないため把握しておりません。
----	--	---